

チェコの老齢年金制度の予備的考察

池本 修一

■ 要約

チェコの老齢年金制度は、強制加入・賦課方式・確定給付型の公的基礎年金部分(1階)と任意加入・積立方式・確定拠出型の付加的民間年金ファンド部分(3階)の2階建てで構成されている。1階部分は所得代替率、従属指数、年金収支、実質価値などみてもおおむね安定している。一方、3階部分の年金ファンド制度を一種の預金制度とみなす加入者が多いこともあり加入者、拠出額ともに順調に増加している。したがって現在のところチェコの年金制度には大きな問題がないといえよう。しかしながらチェコも少子高齢化が深刻になることが予測されるため、賦課方式が前提となる1階部分の改革がさげばれているが、この10数年間なかなか政治的合意に達することができず、現行制度が安定していることもあって抜本的な制度改革が先送りにされている。

■ キーワード

チェコ、体制転換、年金改革、年金ファンド、福祉国家

I. はじめに

1989年の東欧革命で、チェコは社会主義体制から民主主義と市場経済化を基本とする資本主義体制への転換プロセスを歩み始めている。このプロセスの開始時期は、周辺諸国であるハンガリー、ポーランドその他の中東欧諸国とほぼ同じであるにもかかわらず、十数年経過した現在、各国それぞれの政治経済制度は異なったものとなっている。すなわち出発点である社会主義体制、体制転換時期がほぼ同じであるにもかかわらず、他のEU諸国と同様に、これまでの歴史、文化、地理的条件など賦与条件、政治状況と経済状況そして国際政治経済関係などの影響で各国それぞれ異なる道を歩んでいる。しかしこれらの中東欧各国の当面の最優先目標が、EU加盟であるという点は共通していた。それは中東欧諸国が長年希求してきた民主化と西欧諸国への経済的キャッチアップが当面の

目標となっていたからである。EU加盟はその象徴であり、2004年にはチェコをはじめハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、エストニア、ラトビア、リトアニアなど10カ国がEU加盟を果たした。EU加盟を果たしたこれらの中東欧諸国は、次の目標をどこに置くのであろうか？年金制度は当該諸国がどのようなタイプの(福祉)国家を目指すのか、比較検討する出発点になると思われる¹⁾。

II. チェコ公的老齢年金制度の概要 (1階部分)

まず現行のチェコの老齢年金制度は2階建て構造となっているが、96年以降大きな改革の進展はないといってよいだろう。第1の柱は、いわゆる1階部分の強制加入、賦課方式、確定給付型の公的基礎年金制度であり、第2の柱はいわゆる3階部

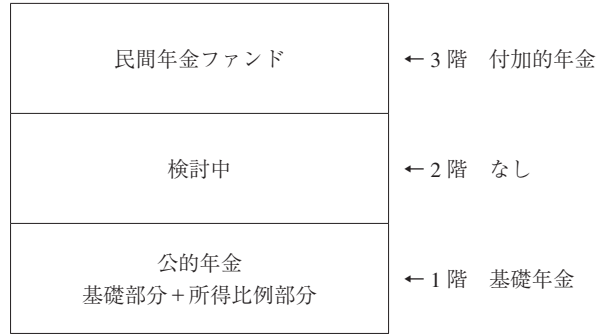


図1 チェコ老齢年金制度

分に相当する任意加入、積立方式、確定拠出型の民間年金基金制度である。すなわちドイツなどで典型的に見られる職域(業)別年金など世界銀行の年金モデルで提唱される2階部分が欠落しており、3階建て方式を構築しているハンガリー、ポーランド、スロヴァキアと対照的に、中欧4カ国では唯一の1階と3階部分で構成されている2階建て年金制度である点が大きな特色といえよう。

(1) 沿革

それではチェコの老齢年金制度の沿革について見てみたい。

チェコの年金制度は、オーストリア・ハンガリー帝国の支配下にあった1888—89年にビスマルク方式の制度が導入されたのがはじまりである。第1次世界大戦後に成立した第1次チェコスロヴァキア共和国時代にはビスマルク方式年金制度をもとにさまざまな特別制度が政府によって試行された。1948年に社会主義政権が樹立されてからは、社会主義諸国に共通に見られる賦課方式の年金制度が導入された。当時は職業によって賃金および年金額が異なっており、年金も3つのカテゴリーに分類され、現場労働者(炭鉱労働者やパイロットなど)が優遇された。一般労働者の場合は所得代替率(引退前5年間の平均賃金)が50%とされ、25年就労で年金受給資格を獲得、男性60歳、女性53—57歳(子供の数で異なる)とされた。

1989年に社会主義体制が崩壊して、1990年6月に非共産党新政権が発足した。議会の多数を占めた市民フォーラムは、非共産党政権樹立を求めた大多数の市民が支持した暫時的な政治団体であり、下院議員も旧共産党員から自由主義を支持するグループまで多種多様であった。その後市民フォーラムは分裂し、現在に至るまで右派の市民民主党(ODS)と中道左派の社会民主党(CSSD)の2大政党を中心に、左派の共産党とその他多数の少数政党が乱立する構造となっている。その政治構造は、大きくODSを中心とした右派とCSSDを中心とした左派で議会が拮抗しており、これが社会政策など重要案件の抜本的改革推進の大きな足かせとなっている(詳細は後述する)。

そのため年金改革の大きな進展は容易ではなく、大きな制度変化は1994年に成立した民間年金ファンド制度導入(3階)と1996年に成立した公的基礎年金制度改革(1階)の2点である。ここでは旧社会主義諸国では典型的であった職業別年金制度が撤廃され、一律に全労働者・従業員が同様の条件で確定給付される基礎年金制度、いわゆる普遍主義型公的年金制度が導入された。もちろん社会民主党、共産党や労働組合サイドから出された職業別年金制度(2階部分)の導入を望む意見が議会で議論されたが、政権与党であった市民民主党は職業よりも市民を基礎とした制度設計と、公的年金部分を最小限とする年金制度構築を主張したため

に、職業別年金制度の導入は見送られ、2階部分の制度構築よりも市場に委ねた民間年金ファンド制度構築(3階部分)に重点が移った。

その後、各政党間あるいは社会労働省など関係機関で年金制度改革のための実務者会議が数多く設立されたが、いずれも新たなスキーム構築へのコンセンサス形成に至らず、年金受給資格年齢引き上げ、拠出率の引き上げや早期退職者優遇制度の見直しなどの一部のパラメトリックな改革がなされただけで、年金改革への大きな進展が見られなかった。

(2)概要

チェコの年金制度は老齢年金、障害者年金、寡婦・寡夫年金、孤児年金その他で構成されている。年金受給者は2005年末で264.5万人、うち老齢年金が194.2万人と年金受給者の73%となっている。現在のチェコの老齢年金制度は、前述のよう

に基礎年金と所得比例年金(1階)、任意の民間年金ファンド(3階)の2階建て方式で構成されている。

1階部分の公的年金に関しては、加入資格は原則として一般被用者であり、財源は賦課方式(PAYG)を前提として赤字の場合には国家財政からの補填がある。スキームは原則として確定給付型(DB)で、運営管理主体は労働社会省および社会保険庁となっている。

支給開始年齢は、1995年に基礎年金保険法が改正され、旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度(1995年末までに年金需給資格を受けた場合)では、年金支給開始年齢は男子60歳、女子53(子供5人以上)～57歳(子供なし)であったが、新制度では2007年に男子62歳、女子57(子供5人以上)～61歳(子供なし)に引き上げられた。男性は1996年以降、1年ごとに2007年まで2カ月、女性は4カ月に遅らせる。最終的には2030年には男は年金支給年齢を65歳、

表1 年金受給者

(千人)

	全老齢年金 (正規+非正規)	正規老齢 年金受給者	非正規老齢 年金受給者	重度 身障者	軽度 身障者	寡婦・ 寡夫	孤児	その他	全体
2001	1,896	1,681	215	376	157	72	53	26	2,584
2002	1,833	1,659	224	378	166	70	54	24	2,577
2003	1,891	1,639	252	380	173	67	55	22	2,590
2004	1,923	1,648	275	384	179	63	54	21	2,625
2005	1,942	1,656	285	385	184	60	52	19	2,645

出所：MPSV (2006) p.44.

表2 年金受給者と年金拠出者の割合

(千人)

年	年金拠出者 (A)	年金受給者 (B)	(B)/(A) %
2001	4,694	2,584	55.0
2002	4,709	2,578	54.7
2003	4,666	2,591	55.5
2004	4,767	2,626	55.1
2005	4,826	2,645	54.8

出所：MPSV (2006) p.46.

女性は3人以上の子供がいる場合には63歳、2人の場合には64歳、1人あるいは子供がいない場合には65歳に統一する予定となっている。正規年金受給拠出期間は原則25年間であるが、2010年からは段階的に拠出期間を延長し最終的には2018年に35年間に延長する予定となっている。2005年末時点で、老齢年金正規受給者は165.6万人(部分的受給者などすべての老齢年金受給者は194.2万人)、平均老齢年金受給額は月額7755コルナ(正規受給者7953コルナ)、総年金支出額は約2474億コルナで対GDP比8.3%(2005年)となっている(表1、表3参照)。年金受給者と拠出者の割合は、

表2のように受給者の増加よりも拠出者の増加が上回っているために若干減少傾向となっている。これは近年のチェコへの外国直接投資の急増により、多くの外国資本がチェコに自動車、電機工業部門を中心に進出しているために雇用需要が高まったことが主な原因となっている。

基本年金部分(1階)の保険料の算定基準は、過去10年間の月平均総所得で、基礎年金は月額1470コルナ(2006年1月時点)と物価上昇率(100%)と実質賃金上昇率(3分の1)を加味した額が支給されるが、これに報酬比例部分が合算される。報酬比例部分に関しては保険料拠出1年に月

表3 平均月額年金受給額 (コルナ)

	年	老齢年金全体	正規老齢年金受給者	重度障害者	年金全体
全体	2001	6,814	6,908	6,638	6,389
	2002	6,841	6,949	6,666	6,398
	2003	7,083	7,226	6,911	6,616
	2004	7,280	7,454	7,088	6,797
	2005	7,755	7,953	7,537	7,238
男性	2001	7,594	7,682	7,172	7,040
	2002	7,627	7,731	7,192	7,045
	2003	7,909	8,044	7,449	7,285
	2004	8,141	8,306	7,628	7,487
	2005	8,671	8,860	8,096	7,969
女性	2001	6,195	6,278	5,977	5,841
	2002	6,221	6,319	6,015	5,854
	2003	6,483	6,571	6,243	6,053
	2004	6,610	6,774	6,415	6,216
	2005	7,042	7,227	6,840	6,621

出典：MPSV (2006) p.53.

表4 所得代替率 (コルナ, %)

年	平均月額老齢年金	平均賃金(グロス)	平均賃金(ネット)	所得代替率(グロス)	所得代替率(ネット)
2001	6,352	14,640	11,324	43.4	56.1
2002	6,830	15,711	12,082	43.5	56.5
2003	7,071	16,769	12,807	42.2	55.2
2004	7,256	17,882	13,601	40.6	53.3
2005	7,728	18,954	14,339	40.8	53.9

注：表3の平均月額老齢年金額との差異は不明。

出典：MPSV (2006) p.55.

表5 平均老齢年金実質価値

1989年 = 100

年	2001	2002	2003	2004	2005
%	92.5	97.1	100.1	99.6	103.5

出典：MPSV (2006) p.56.

表6 年金財政収支

(10億コナ, %)

年	収入	支出	収支	年金支出率対GDP
2001	180.2	196.1	- 15.9	8.5
2002	192.2	206.3	- 16.1	8.7
2003	202.8	220.3	- 17.6	8.8
2004	235.8	225.2	10.6	8.3
2005	250.1	241.2	8.9	8.3

出典：MPSV (2006) p.42 などにより筆者作成.

報酬の1.5%の年金が給付される(算定基準は1985年以降の年平均報酬)。給付算定方式は月額7100コナまでは所得代替率100%、7100コナ以上16800コナまでは所得代替率30%、16800コナ以上では所得代替率は10%となっている²⁾。2005年の所得代替率はグロスで40.8%、ネットで53.9%と前年から持ち直しており、1989年を100とした年金の実質価値も2000年以降増加傾向にある(表4、表5参照)。

公的基礎年金の財源は、賦課方式のため被用者からの徴収が基盤となっている。年金拠出率は2004年以降、雇業者21.5%、被用者6.5%合わせて28%(2004年までは26%)となっている。保険料は年金特別会計に計上され、国家財政からは独立している。1994年から1996年までは年金会計は黒字であったが1997年の経済危機を契機に2003年まで赤字を計上したため、国家財政からの補填が行われた。2004年には黒字(106億コナ)に好転し、2005年にも89億コナの黒字を計上している。こうした安定した財政状況は、2000年以降に好転した経済発展と2004年に保険料率を2%引き上げたことによる(表6参照)。

Ⅲ. 付加的年金ファンドの概要 (3階部分)

1994年に付加的年金保険法が下院を通過し、これまでの公的年金のみで構成されていた老齢年金制度にあらたに民間の年金ファンドの設立が承認され、2階建ての年金制度が構築された。もともとチェコでは、クラウス首相(当時)のイニシアティブによって、国有企業の私有化をめぐり、国民にクーポン(株式と交換できる有価証券)を配布して一挙に私有化を実現する方式が採用された。国民が直接、株式の売買をすることが可能ではあったが、40年間の社会主義体制下で生活していた一般国民は、株式の売買に関する知識を有するはずはなく、そのために中間金融媒介機関としてクーポンの管理・運営をするために投資ファンドの設立が92年に承認され、この投資ファンドが国民の配布されたクーポンの大半を集める結果となった。

1990年代前半、右派の市民民主党や内外の投資家等を中心に、年金分野民営化の主張が強く存在し、彼らは、投資ファンドや年金ファンドを起爆剤として、チェコの資本市場の活性化を目論んだ

のである。年金ファンド設立にはこのような背景があるが、投資ファンドは、その後、法の不備により、投資ファンドの活動がきわめて不透明で不正な株式取引や贈収賄などのスキャンダルが相次いだために資本市場が混乱した結果、欧米の資本家がチェコの資本市場を敬遠し資本を撤退する状況が発生した。このことが、1994年の経済危機の引き金となったといえよう。そのためにこの年金ファンド制度は、市場主義に固執し経済活動への政府の介入を極力避ける方針を堅持しているクラウスの意図と大きくかけ離れ、政府が年金ファンドの経済活動へ大きく関与した「国家主導のファンド」という色彩が強いものとなった³⁾。

年金ファンドの概要は以下のとおりである。加入者資格は18歳以上の国民で、任意方式を採用し就業人口の約70%の361万人が加入している(2006年)。1995年には129万人が加入したが、その後2000年初頭には加入数が頭打ちになったものの、その後、順調に加入者は増加し、この10年で加入者は1995年の3倍となっている(表7参照)。加入者の年齢別内訳は表8のように30代から50代が中心で、とりわけ年齢に関係なく女性の加入

者が多い点が見てとれる。

運営・財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型(DC)となっている。2007年4月現在に活動しているのは10ファンドで、95年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる。年金ファンドの数はこのように減少傾向にあるものの、加入者増の影響で年金ファンドの資産総額は1995年の63億コルナから2006年には1459億コルナを超え、GDPの4.5%にまで増加している(表7参照)。

加入者からの拠出金の運営には政府の指導が入り自由な運用はできないこととなっている。運用の内訳は図2のように、長期・短期国債を中心に債券での運用が拠出額の4分の3を占めている。またファンド別の運用内訳を表9でみると、国債運用が50%を下回るのは10ファンド中2ファンドにすぎず、逆に株式による運用は最高で約13%と低くなっている。したがって年金ファンドの経営戦略は、ハイリスク・ハイリターンの方ではなく国債運用を中心とした手堅い運用を中心としているた

表7 年金ファンド概要(2006年)

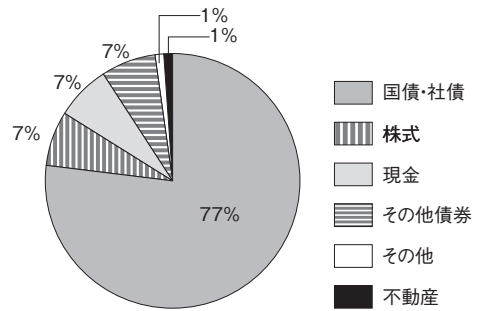
年	加入者 (千人)	総資産 (百万コルナ)	総拠出額 (加入者+政府) (百万コルナ)	運用コスト対 総資産(%)	収益 (百万コルナ)	一人当たり 年間拠出額 (コルナ)	一人当たり政府 年間拠出額 (コルナ)
1995	1,290	6,342	4,500	8.95	134	262	93
1996	1,564	23,268	11,400	3.31	430	305	103
1997	1,637	21,401	18,900	4.15	1,175	333	97
1998	1,740	29,609	23,900	3.85	1,749	333	95
1999	2,144	37,049	29,600	2.54	1,701	324	92
2000	2,379	44,090	36,900	2.53	1,387	337	93
2001	2,508	54,955	46,307	2.05	1,735	348	92
2002	2,597	68,927	58,147	2.24	2,262	354	90
2003	2,662	82,066	69,888	1.80	2,377	383	96
2004	2,950	102,104	85,603	1.45	3,206	397	98
2005	3,284	123,416	102,573	1.37	4,567	408	99
2006	3,611	145,947	123,534	1.38	4,124	431	102

出典：PF(2007)より筆者作成。

表 8 加入者年齢別男女別構成 (%)

年齢	男性	女性	全体
18-29	6.17	5.99	12.16
30-39	9.53	9.56	19.09
40-49	9.53	10.93	20.46
50-59	12.55	14.36	26.91
60 以上	9.48	11.90	21.38
全体	47.26	52.74	100

出典：PF (2007) より筆者作成.



出典：PF (2007) より筆者作成.

図 2 年金ファンド資産内訳

表 9 年金ファンド別概要

ファンド名	総資産 (百万コナ)	準備金 (百万コナ)	収益 (百万コナ)	資産内訳 (%)		
				国債 (長期 + 短期)	社債 (銀行債 + 社債)	株式
Allianz penzijni fond	5,920	48	208	88.6	5.0	0.0
AXA penzijni fond	31,046	350	972	46.6	22.3	5.6
CSOB penzijni fond Progres	3,655	14	96	77.2	9.7	4.3
CSOB penzijni fond Stabilia	13,080	103	438	70.3	15.3	3.4
Generalni penzijni fond	1,286	10	64	47.0	37.0	10.0
ING penzijni fond	17,593	112	747	73.4	14.1	7.2
Penzijni fond Ceske pojstovny	32,472	190	1223	52.6	27.2	12.9
Penzijni fond Ceske sporitelny	20,298	98	672	67.9	5.8	4.6
Penzijni fond Komerčni banky	19,908	183	652	77.4	10.3	2.6
Zemsky penzijni fond	678	4	38	37.8	48.5	6.2

出典：PF (2007) より筆者作成.

表 10 年金ファンド利回り

年	平均名目 利回り (%)	平均消費者 物価指数 (%)	平均実質 利回り (%)
2000	4.2	3.9	0.3
2001	4.0	4.7	- 0.7
2002	3.7	1.8	1.9
2003	3.2	0.1	3.1
2004	3.6	2.8	0.8
2005	4.1	1.9	2.2

注：国家補填分を除く。

出典：PF (2007) より筆者作成.

めにその収益率は決して高くないため、中長期の貯蓄とみなす加入者が多い(表 10 参照)。

平均拠出率は、年金ファンド加入者については総月賃金の 2.5% で、これに国家が同 1% 補助している。月平均拠出額をみると、加入者が 2006 年で 431 コルナ、国家補助が 102 コルナとなっている。この国家による財政支援は拠出額に応じて決められており、月 100-199 コルナ拠出している場合には固定支給額 50 コルナ + 100 コルナを超える額の 40% であり、拠出額が 500 コルナを超える場合には国家補助金は一律 150 コルナとなっており、こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれる背景である。こうした点は一人当たりの総拠出額の約 3 分の 1 が政府拠出(補助)であることが表 7 でわかる。

以上のように年金ファンドは順調に発展しており、政府は税控除基準を雇用者、被雇用者サイドともに緩和させることで、さらなる加入者の増加を目指している。

IV. チェコの年金制度の特色と問題点

(1) 東欧革命時の初期条件

冒頭で述べたように、中東欧諸国は 1989 年の東欧革命で社会主義体制が崩壊し、その後民主化、市場経済化をもとに体制転換の途上にある。そして当該諸国の当面の最大課題は EU 加盟にあった。こうした共通の条件があるにもかかわらず、中東欧各国は異なる諸制度を構築している。その典型例の一つは年金制度であろう。

社会主義体制下の 80 年代後半、中東欧諸国で最も生活水準が高かった国はハンガリーであったことはいうまでもなからう。1968 年以来、段階的改革を継続的に実施した経緯があり東欧革命時にもっとも西欧諸国に近い国であった。しかしながら西欧諸国からの借入れが多く、この累積債務が諸改革に与えた重圧はポーランドと共に中東欧諸国で

大きい国の一つであった。ポーランドは約 4000 万人の人口を有する中東欧の大国である。伝統的に共産党の権威よりもカトリック教会の影響が強く、社会主義下の政治的自由度はハンガリーと並んで高かったが、70 年代の経済改革の失敗などでモノ不足現象が顕著に見られた国でもある。ハンガリー同様に西側諸国からの借入れが多く、これが累積債務となりデフォルトをおこした経緯があった。チェコ(社会主義時代はチェコスロヴァキア)は、政治的には当時の東ドイツ同様の厳しい統制下にあったが経済的にはハンガリーに次いで水準が高かった。そして伝統的に対外借入を控えていたために対外累積債務額はハンガリー、ポーランドに比較してはるかに小さかった。こうした東欧革命時の初期条件の相違、特に対外累積債務問題は、IMF・世界銀行のコミットメントや国有企業改革・私有化政策そして年金制度改革に影響を及ぼしている。

たとえばハンガリーが IMF 主導の経済改革プログラム(ボクロシュ・プラン)を導入し、世界銀行の助言で 3 階式の年金スキームを導入しているだけでなく、累積債務処理のために国有企業私有化政策では外資への売却に重点を置いた⁴⁾。ポーランドでは体制転換初期に IMF 主導の経済安定化政策(バルチェロビッチ・プラン)を導入し、ハンガリー同様に年金改革では世界銀行の影響が強い。これに対しチェコでは、改革初期段階での経済改革では IMF や世界銀行のコミットメントを極力避け、国有企業私有化政策では外資進出を避けるために国民にクーポンを配布する方式を導入した経緯がある。年金改革でも世界銀行の影響はハンガリー、ポーランドに比較してはるかに小さい。

(2) 政治状況

すでに第 2 節第 1 項(Ⅱ.(1))で論じたように、チェコの政治状況は、単独過半数を有する強力な政党が伝統的に不在であるために、右派の市民民主党(ODS)と左派の社会民主党(CSSD)を中心に、どち

表 11 下院政党勢力

政党	議席数
市民民主党 ODS (与党)	81
キリスト教民主連合=人民党 KDU-CSL (与党)	13
緑の党 SZ (与党)	6
社会民主党 CSSD	70
チェコモラビア共産党 KSCM	26
無所属その他	4
計	200

らかの党が中道諸政党と連立政権を作ることによって、かろうじて議会運営がなされている。1992年から1997年まで政権を握っていたODSは、自由主義、市場主義に基づいた「小さな政府」国家の構築を目指している。特に指導者であるクラウス(当時首相、現大統領)は、チェコのフリードマンを自認するエコノミストであり、緊縮マクロ経済政策、クーポン私有化、職業別年金制度を排した基礎年金スキームなどの導入を強いリーダーシップで実行した。したがって現在の1階部分に相当する基礎年金制度は、イギリス同様に最低限の保障という認識で構築されたものである。さらに第3節(Ⅲ)で論じたように、付加的民間ファンドスキームもODS主導で資本市場発展の起爆剤として構築されたものである⁵⁾。

これまでもODS、CSSD両党は単独過半数を占めるほどの勢力を有することができず、2006年6月の総選挙では1997年以来9年ぶりにODSが政権に返り咲いた。しかし3カ月の政党間交渉の末にトポラーネク内閣が発足したが、少数与党であったため下院の内閣信任が否決され総辞職に至った。その後2007年1月に下院で再び内閣信任案が出されようやく可決し、正式にトポラーネク内閣が発足した⁶⁾。2008年10月には上院の改選があったがここではCSSDが大きく票を伸ばしており、2010年の総選挙では再びCSSDが政権を奪還するとの予測が出ている。このような政治状況は今後も続く予測され、年金制度改革だけでなくその他の

重要改革進展に大きな足かせとなったままである。

いうまでもなく全政党は、改革当初から年金改革の必要性を主張している。しかしEU加盟前になって社会民主党、社会労働省、チェコ国立銀行などが中心となって本格的な実務者会議設立が叫ばれ、2004年に「年金改革のための特別委員会」⁷⁾が設立された。これは社会労働省、国立銀行および各政党代表者で構成された委員会で、とりわけ2階部分に当たる新制度導入など抜本的改革を中心議題としたが、結果的に同委員会はこれまでの委員会同様に最終的改革案を作成するまでに至らず各政党の意見を列挙しただけのレポートを公表して期待に反して解散してしまった⁸⁾。とりわけODSとKSCM(共産党)の意見に大きな溝があったといわれており、委員会のコーディネーターであったV.ペズデク(元国立銀行エコノミスト)はこの委員会の成果が徒労とならないよう危惧している⁹⁾。この委員会でODSは、現行システムでの所得代替率を20%に引き下げるべく拠出率の大幅引き下げ、受給年齢を大幅に引き上げて、さらにアメリカ型の年金スキームに近づけるために、基礎年金のみ国家が管轄し、その他は民間に任せる方式すなわち年金ファンドや個人積立口座制の充実を唱えている。CSSDは、年金受給年齢の大幅引き上げは反対し同時に現行システムの抜本的改革よりも段階的改革路線を支持する。最終的には1階部分にスウェーデン型のNDCモデル導入を想定してい

る。年金制度全体での所得代替率は60%、うちNDC部分は48%、その他の付加的スキームが12%としている。KSCMは、現行制度は2023 - 2030年まで大きな改革をせずその他の財源(国家財政からの補填など)を構築する。実質受給年金価値の引き上げ、拠出率の引き上げ、受給年齢の65歳までの引き上げを認めるが、その実施に時間をかけるものとする。民間年金ファンドの運営失敗時の国家保証などを主張している。KDU=CSL(キリ

スト教民主連合=人民党)は、賦課方式の公的年金はそのまま維持するがハンガリーのように確定給付方式・確定拠出方式の選択性を導入する。また2階部分に個人積立口座方式の年金スキームの構築し、3階部分には任意民間ファンド方式など3階建てのスキーム構築を主張している。

(3)現行年金スキームの持続可能性

チェコの公的老齢年金制度は、第1節のように

表 12 人口構成・従属人口指数 (千人)

年	0-14 歳	16-64 歳 A	65 歳以上 B	平均余命			老齡従属人口指数 (B/A)
				0-14 歳 %	15-64 歳 %	65 歳以上 %	
2001	1622	7170	1415	15.9	70.2	13.9	0.197
2002	1590	7196	1418	15.6	70.5	13.9	0.197
2003	1554	7234	1423	15.2	70.8	13.9	0.197
2004	1527	7259	1435	14.9	71.0	14.0	0.198
2005	1501	7293	1456	14.7	71.1	14.2	0.200

出典：MPSV (2006) より筆者作成。

表 13 出生率, 平均余命

年	総出生率	平均余命	
		男性	女性
2001	1.15	72.1	78.4
2002	1.17	72.1	78.5
2003	1.18	72.0	78.5
2004	1.23	72.6	79.4
2005	1.28	72.9	79.1
2010	1.34	74.1	80.3
2020	1.51	76.5	82.4
2030	1.57	78.7	84.0
2040	1.61	80.4	85.4
2050	1.64	82.0	86.7

出典：MPSV (2006) より筆者作成。

表 14 従属人口指数

地域・国名	2010	2030	2050
チェコ	22.2	36.7	58.3
東ヨーロッパ	19.1	31.0	*
北ヨーロッパ	24.7	35.3	*
南ヨーロッパ	27.3	40.7	*
西ヨーロッパ	27.9	42.5	*
フランス	25.0	40.1	50.8
ドイツ	30.8	44.6	53.2
イタリア	32.4	49.4	66.8
スペイン	25.2	37.9	65.7
イギリス	24.8	35.0	45.3

注：2050年はベズデク(2006) p.49による。65歳以上人口を20 - 64歳人口で除したもの。2010年、2030年は分母は15 - 64歳人口。

出典：World Population Prospects: The 2004 Revision. United Nations. 2005より筆者作成。

現在のところ全体的に安定傾向にあるといえよう。それは 1998 年以降に外国直接投資流入が牽引して 2007 年末現在まで続いている経済成長が背景にある。そのために雇用率の上昇、失業率の低下、年金拠出率の増加などの諸要因が公的年金制度運営を安定的なものとしている。表 12、13 によると出生率も微増傾向が予測され、高齢従属人口指数は 2005 年時点でも大きな上昇は見られない。

しかしながら日本と同様に少子高齢化の進行によって、遅かれ早かれチェコでも現行制度の改革が必然となろう。現行の賦課方式は世代間扶養が前提となっているが、賦課・確定給付方式のみに頼るのは世界的に見て現実的ではなかろう。前述の年金特別委員会では、現行制度のままでは 2020 年に年金財政が赤字に転落すると予測している。さらに 2030 年には赤字累積が始まり今世紀終わりには年金債務が対 GDP 比 260%を超えるとする。したがって現行制度を維持するのであれば、拠出率(保険料率)引き上げ、資格取得期間の延長、年金受給年齢の引き上げ、給付額の引き下げなどのパラメトリックな調整が必要となる。とくに人口予測では高齢従属人口指数が 2050 年には 58.3%と急上昇することが特別委員会で強調されている[ベズデク(2006)]。

そのために繰り返しになるが、チェコでは 2 階部分に新たな制度を導入する取り組みがこの 10 数年間行われている。これは強制・拠出型の個人積立口座が最も可能性が高いものであるが、いまだ議会でのコンセンサスが得られていない。現行制度の部分的改革によって公的年金制度(1 階)を維持し、表 14 のような高齢化が進行したと同時に年金財政破綻が必然となってはじめて年金制度改革の機運が高まると思われる。

(4) 対 EU 関係

2004 年にチェコは EU に加盟した。年金制度において 2000 年のリスボンサミットで制度化した「調

整のためのオープンメソッド」に従い、2005 年 6 月に適正化と持続的可能な年金制度に関する国家戦略レポートを提出した。また 2006 年に EU が発表した総合年金レポートでは下記のような社会保障政策目標が掲げられている。これらは適正化(Adequacy)、財政的持続安定化(Financial Sustainability)、近代化(modernization)の 3 大目標のもとで 11 の具体的目標から構成されている。

適正化

- (a) 社会的排除の防止：すべての EU 市民は貧困のリスクから解放し見苦しくない生活水準(decent living standard)を維持する。
 - (b) 生活水準維持の確保：すべての EU 市民に、引退後の生活水準をリーズナブルな水準にて維持できるように公的・私的年金サービスを提供する。
 - (c) 世代間および世代内の社会的連帯を促進する。
- 財政的持続安定性

- (d) 包括的労働市場改革を通じて高水準の雇用を達成する。
- (e) 労働市場、経済政策によって熟年労働者の雇用機会を保証・促進する。
- (f) 堅実な財政基盤のもとで持続可能な年金システムを構築する。
- (g) 年金財政の視点から給付・拠出のバランスを調整する。
- (h) 適切で堅実な財政基盤を持つ民間年金制度を構築する。

近代化

- (i) より柔軟で流動性の高い雇用制度とキャリアパターンを構築する。
 - (j) EU 法に基づいて年金制度での更なる男女平等実現に努力する。
 - (k) EU 市民が信頼を持ち続けられる透明性を持ち適応可能でわかりやすい制度構築を実現する。
- 紙幅の関係で上記の目標を詳述できないが、大枠としてはこの目標に沿って今後チェコの年金改

革が進められることになる。そしてEUのチェコへの新年金制度提示案は下記の表15、16にあるように、1階部分は強制・賦課・確定給付方式あるいは強制・積立・確定拠出方式の導入あるいは両方式の併用である。2階部分は強制・積立・確定拠出・職業別方式である。これはアンデルセンの分類で大陸型レジームといわれるドイツなどで導入されている方式で、1階部分の比重を引き下げる役割がある。3階部分は現存の任意・積立・確定拠出型の民間ファンドと任意・積立・確定拠出型の個人積立口座の並存となる。現在のところ2階部分に強制・積立・確定拠出型の何らかの制度導入案が

社会労働省によって考えられている。

V. おわりに

冒頭に述べたようにほぼ同時期に改革が始まったにもかかわらず、中東欧諸国の年金制度は多様である。チェコは2階部分のない基礎年金制度(1階)と民間年金ファンド(3階)の並存という変則的な制度となっており、1996年以降、大きな制度変更はなされていない。少子高齢化のなかで基礎年金部分の耐久力を維持・強化するためにも積立・確定拠出型の年金制度導入が必要となろう。しか

表15 移行国の年金スキーム

	第1方式	第2方式	第3方式	第4方式
国家補償	アリ	アリ	アリ	ナシ
対象者	一般被雇用者	一般被雇用者	一般被雇用者	職業別
強制/任意	強制	強制	強制	任意
財政方式	賦課方式	積立方式	キャピタル	キャピタル
年金の種類	確定給付	確定拠出	確定拠出	確定給付/ 確定拠出両方式
給付レベル	固定方式あるいは 従前賃金レベル・ 保険期間算定方式	拠出額および 年金受給年齢 算定方式	拠出額算定方式	拠出額算定方式
世代間負担	アリ	アリ	ナシ	ナシ
給付課税	非課税	非課税	非課税	非課税
管轄機関	国家あるいは 公的機関	国家あるいは 公的機関	民間	民間

出典：MPSV (2002)。

表16 国際機関の提示年金スキーム

	1階	2階	3階	4階
EU	第1方式あるいは第2方式	第4方式	個人積立口座方式	
世界銀行	第1方式あるいは第2方式	第3方式	第4方式	個人保険

出典：MPSV (2002)。

表 17 貧困率 (%)

国名	65 歳以上の貧困率 (所得中間値の 60%)			0 - 64 歳の貧困率 (所得中間値の 60%)
	男性	女性	全体	
チェコ	1	6	4	9
ポーランド	4	7	6	18
ハンガリー	6	12	10	12
スロヴァキア	12	13	12	22
スロヴェニア	11	23	19	9
ドイツ	11	19	16	15
イギリス	21	27	24	17
スウェーデン	9	18	14	11
デンマーク	16	18	17	10
EU25	15	20	18	16

出典：EU:TEC (2006).

表 18 ジニ係数

	実施年	係数
チェコ	1996	0.254
ポーランド	1999	0.316
ハンガリー	1999	0.244
スロヴァキア	1996	0.258
スロヴェニア	1998-99	0.284
ドイツ	2000	0.247
イギリス	1999	0.360
スウェーデン	2000	0.250
デンマーク	1997	0.247

出典：Fact Sheet, FS07/04-05, UN Legislative Council Secretariat, 2007.

し現行の公的年金財政は安定しており、この財政状況が悪化すると予想されている 2010 年前後まで bezdek の見解と EU レポートで指摘されているように、抜本的な年金改革が見込めないだろう。

いうまでもなく公的年金は生命保険などの保険と性質が異なるもので、保険形式を用いた再分配制度、すなわち広義の意味での公共財である。そしてチェコの 1 階部分に当たる強制・賦課・確定給付方式は、市場原理からは大きな影響を受けない再分配方式である。所得代替率を 50% 近くで維持でき、年金財政が黒字であるチェコの基礎年金制度は安定しているといえよう。そして市場原理や世界経済の影響を受けやすい積立・確定拠出型年金制度がチェコでなかなか導入されない背景には、前述のような政治的状況が存在するだけでなく、経済統計指標で明確に表すことのできない、

チェコの社会が機能的 (functionable) で比較的豊か (貧困でないという意味) であるからかもしれない (表 17, 18 参照)。これは図らずも EU が提唱する「見苦しくない (decent) 生活水準の保障」という第 1 目標を実現しようとしているようにも思われる。年金制度を基点として中東欧がどのような福祉国家を目指すのか注目される¹⁰⁾。

付記

本論は池本修一 (2003) 「チェコの老齢年金制度」『海外社会保障研究』第 144 号、2003 年 4 月、の続編となるが、現行制度と当時の制度に大きな変更点はない。またチェコ語はすべて英語表記とした。

注

1) 具体的にはエスピン・アンデルセンの類型化論による

とイギリスやアメリカのような自由主義的な国家なのか、スウェーデンなどの社会民主的な国家なのか、それともドイツを代表とする大陸欧州でみられるコーポラティズムが主体となる国家なのかという類型化作業が出发点になろう[アンデルセン(2001)]。またこうした国家の類型化は、レギュラシオン学派などさまざまな学派からも資本主義の多様性という点から問題提起がなされている([アマール(2005)]など)。

- 2) OECD(2007)p.97を参照した。
- 3) 詳細は池本修一(1995)を参照。
- 4) 世界銀行がハンガリーの年金改革に主導的な位置にあったとする見解とそうでない見解がある。西村(2006)p.20, ガール(2006)pp.103-104を参照されたい。
- 5) チェコの資本市場は、クーポン私有化に伴う投資ファンド活動の混乱を契機に、ODSや内外の投資家が期待したほど発達してはいない。チェコの民間企業は株式発行による資金調達よりも、社債や銀行借入を好む傾向がある。したがって年金ファンドの資金運用に関しても図2や表9で明らかなように株式による運用よりも国債、社債による運営が大半を占めている。EU加盟を契機に外国の株式、債券による運用も認められたために、今後の運用が注目されよう。
- 6) 現在の連立与党勢力はODS、キリスト教民主連合一人民党、緑の党あわせて100議席となり、下院全議席200議席の過半数を超えていない。
- 7) 年金改革準備委員会(Skupiny pro přípravu podkladu pro rozhodnutí o duchodove reforme)。
- 8) ちなみに委員会のなかでは、2階部分に相当する強制加入、個人あるいは職域・職業別、積立型、確定拠出方式の年金制度導入意見が多数を占めていたといわれている。Novinky, 2005年3月14日。
- 9) ベズデク(2006)参照。同委員会コーディネーターのベズデク自身が複数の改革案を紹介している。
- 10) アンデルセンの分類に中欧諸国をそのまま当てはめるのは容易ではないだろう。[Rhodes, Natali(2003)]参照されたい。ポーランドはやや自由主義的福祉レジームに、チェコは自由主義的福祉レジームと社会民主主義的福祉レジームの中間に位置するのかもしれない。いずれにしろ、この類型化は今後の課題としたい。

参考文献

- Macha, M., 1999. "Political Actors and Reform Paradigms in Czech Old-Age Security." Transformation of Social Security: Pensions in Central-Eastern Europe.
- Slavik, M., 2006. "The Czech Pension System and the Perspectives of Its Reform" Prague Economic Papers, 2006 March.
- Rhodes, M., and Natali, D., (2003) Welfare Regimes and Pension Reform Agendas, Contribution to the conference

on 'Pension Reform in Europe: Shared Problems, sharing Solutions', LSE.

Basic Indicators of Labour and Social Protection in the Czech Republic, Ministry of Labour and Social Affairs, 2005「本論ではMPSV(2005)と表示」。

Duchodova Reforma III, Ministerstvo prace a socialnich veci, 2001「『年金改革 III』本論ではMPSV(2001)と表示」。

Human Development Report : Czech Republic, 1999, UNDP. National Strategy Report on Adequate and Sustainable Pensions, 2005, Ministerstvo prace a socialnich veci「本論ではNSR(2005)と表示」。

Novinky (チェコ・インターネット新聞)。

Pojistnematematicka zprava o socialnim pojisteni 2004, Ministerstvo prace a socialnich veci, 2004,「『社会保障レポート2004』本論ではMPSV(2004)と表示」。

Pojistnematematicka zprava o socialnim pojisteni 2006, Ministerstvo prace a socialnich veci, 2006,「『社会保障レポート2006』本論ではMPSV(2006)と表示」。

Penzijní pripojstveni se statnim prispevkem 2007,「『年金ファンドレポート2007』本論ではPF(2007)と表示」。

Synthesis Report on Adequate and Sustainable Pensions, Annex Country Summaries, [COM (2006) 62Final], Commission Staff Working Document, EU, Feb. 2006,「本論ではEU: ANEX(2006)と表示」。

Synthesis Report on Adequate and Sustainable Pensions, Technical Annex, [COM (2006) 62Final], Commission Staff Working Document, EU, Feb. 2006,「本論ではEU: TEC(2006)と表示」。

System Duchodoveho Pojisteni v CR, Ministerstvo prace a socialnich veci, 2002,「『チェコ共和国の年金システム』本論ではMPSV(2002)と表示」。

World population Prospects: The 2004 Revision, United Nations, 2005.

B. アマール(2005)『五つの資本主義』藤原書店。

E. アンデルセン(2001)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房。

池本修一(1995)「チェコ・スロヴァキアにおけるクーポン私有化の一考察」『一橋論叢』第114号第6号。

池本修一(2001)『体制転換プロセスとチェコ経済』梓出版社。

池本修一(2003)「チェコの老齢年金制度」『海外社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所, 第144号。

池本修一, 松澤祐介(2004)「チェコの体制転換プロセス」, 西村可明編『ロシア・東欧経済』日本国際問題研究所。

R.I ガール(2006)「成熟した年金制度の改革: ハンガリーの事例」西村可明編著『移行経済国の年金改革』ミネルヴァ書房。

西村可明(2006)「移行国における年金改革の概観」西村可明編著『移行経済国の年金改革』ミネルヴァ書房。

- B. ベズデク(2006)「チェコの公的年金改革」西村可明編著
『移行経済国の年金改革』ミネルヴァ書房.
- M. ヴェリトヴァ, 池本修一(2006)「チェコの老齢年金制度」西村可明編著『移行経済国の年金改革』ミネルヴァ

書房.
OECD 編著(2007)『図表で見る世界の年金』明石書店.
(いけもと・しゅういち 日本大学教授)